

県営土地改良事業（小用大沼地区）土地改良事業の計画の概要の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定により、県営土地改良事業（小用大沼地区）を申請したいので、同条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見のある方は、同条第7項の規定により意見書を提出することができます。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりです。

令和7年10月3日

県営土地改良事業（小用大沼地区）
施行申請人
比企郡鳩山町大字小用 672 番地
武鹿野 重彦 ほか 2 名
（申請人は別紙署名簿のとおり）

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業小用大沼地区（農業用排水施設）土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間
自 令和7年10月3日
至 令和7年10月23日
- 3 縦覧場所
(1) 鳩山町役場 産業振興課
(比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16)
(2) 鳩山町ホームページ
- 4 意見書の提出方法等について
(1) 提出先
鳩山町役場 産業振興課
(2) 提出方法
ア 郵送
〒350-0392
比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16
鳩山町産業振興課 農林業政策担当
イ Eメール
h310@town.hatoyama.lg.jp
ウ ファクシミリ
049-296-7557
(3) 提出期限
令和7年10月23日（郵送の場合、提出期間内必着）

(4) 提出上の注意

ア 様式は任意ですが、言語は日本語で記入してください。

イ 意見書は公表する場合があります。また、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 意見書には、個人にあつては住所・氏名を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。

エ 電話での意見はお受けできません。

別紙

申請人署名簿

[illegible]